

## 森林法第21条による火入れの状況について

---

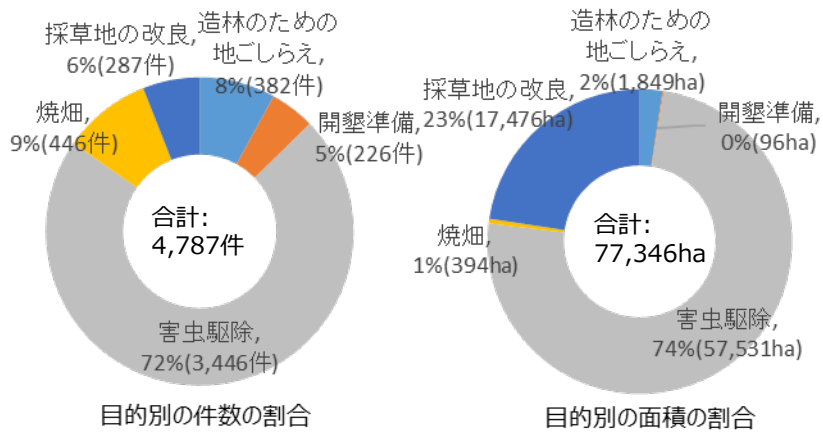
農林水産省林野庁

# 森林法第21条による火入れの状況について(速報)



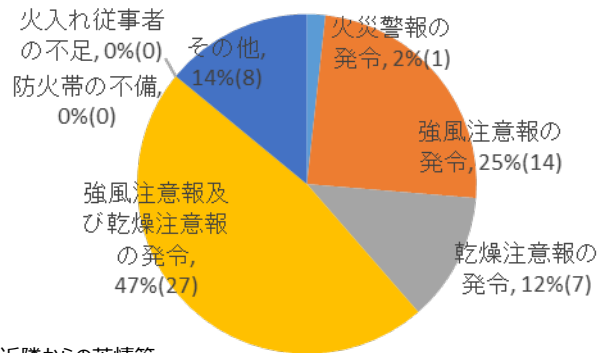
- 令和6年度に行った火入れの許可について調査をした（令和7年5月15日現在1,600市町村より回答）ところ、件数及び面積ともに害虫駆除を目的とする許可が大半を占め、1～4月に許可件数が最大となる市町村が多い状況。一方、火入れの中止等は強風注意報や乾燥注意報の発令によるものが中心。
- 約7割の市町村が火入れの許可情報について消防機関と連絡調整を行っている一方、約3割の市町村では連絡調整が行われていない。

## 火入れの目的別の許可の割合



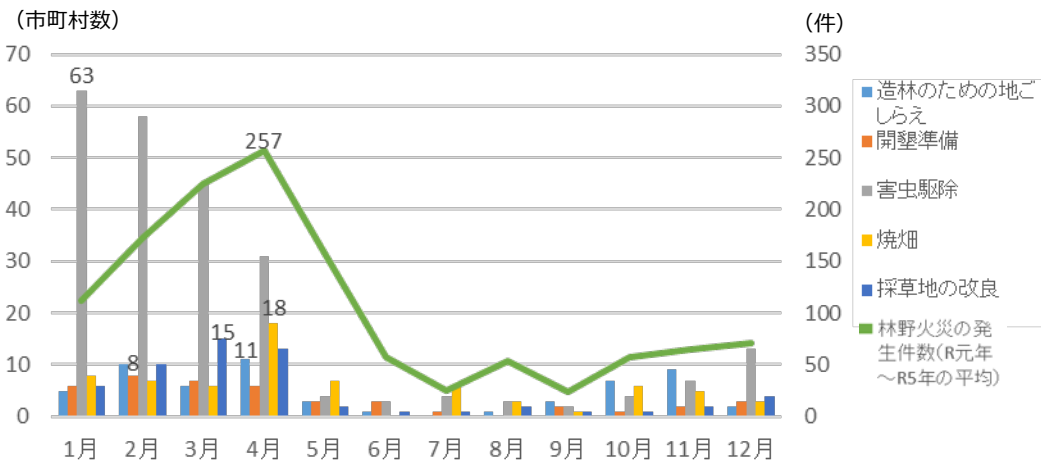
注1：1件の許可に複数の目的が含まれるものについては、目的毎に1件の許可があったものと仮定して集計しているため、合計は実際の件数及び面積と一致しない。  
注2：速報値であり、数値は変更がありうる。

## 火入れの中止等の状況



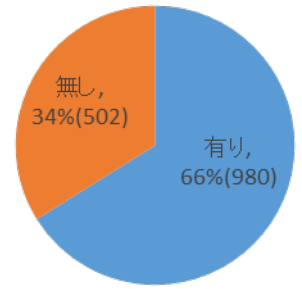
注1：「その他」は、近隣からの苦情等。  
注2：速報値であり、数値は変更がありうる。

## 火入れの許可件数（目的別）が最多の月



注1：火入れの許可件数（目的別）が最も多い月として選択した市町村数を集計。  
注2：林野火災の発生件数は消防庁統計資料に基づき作成。  
注3：速報値であり、数値は変更がありうる。

## 火入れの許可情報の消防機関との連絡調整の有無（回答数1,482）



注：速報値であり、数値は変更がありうる。

## (参考)参照条文 (森林法令に基づく火入れ規制等)

### ●火入れ(森林法第21条)

第二十一条 森林又は森林に接近している政令で定める範囲内(※)にある原野、山岳、荒廃地その他の土地においては、その森林又は土地の所在する市町村の長の許可を受けてその指示するところに従つてでなければ火入れをしてはならない。ただし、国又は地方公共団体が火入れをする場合は、この限りでない。

2 前項の市町村の長は、火入れをする目的が次の各号の一に該当する場合でなければ同項の許可をしてはならない。

一 造林のための地ごしらえ 二 開墾準備 三 害虫駆除 四 焼畑

五 前各号に準ずる事項であつて農林水産省令で定めるもの → 採草地の改良(森林法施行規則第47条第1項)

3~4 (略)

※ 法第二十一条第一項の政令で定める範囲は、森林の周囲一キロメートルの範囲とする。(森林法施行令第3条の2)

### ●防火の設備等(森林法第22条)

第二十二条 前条第一項の森林又は土地において火入をする者は、あらかじめ必要な防火の設備をし、且つ、火入をしようとする森林又は土地に接近している農林水産省令で定める範囲内(※)にある立木竹の所有者又は管理者にその旨を通知しなければならない。

※ 法第二十二条の農林水産省令で定める範囲は、火入れをしようとする森林又は土地の周囲一キロメートルの範囲とする。

(森林法施行規則第47条第3項)

### ●火入れ時の罰則(森林法第205条)

第二百五条 第二十一条第一項又は第二十二条の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。この場合において、その火入れをした森林が保安林であるときは、三十万円以下の罰金に処する。

2 第二十一条第一項又は第二十二条の規定に違反し、これによつて他人の森林を焼燬した者は、三十万円以下の罰金に処する。この場合において、その森林が保安林であるときは、五十万円以下の罰金に処する。